国家試験

令和７年司法試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和７年７月16日、17日、19日及び20日に施行する令和７年司法試験の試験場について、次のとおり公告する。

令和７年５月１日

司法試験委員会委員長　神作　裕之

（試験地）	（試験場）
札幌市	ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ札幌大通（札幌市中央区南１条西１－８－２　高桑ビル５階／６階／７階）
仙台市	ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口（仙台市青葉区花京院１－２－15　ソララプラザ４階／５階／６階／７階／８階）
東京都	東京都立産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸１－７－１　東京ポートシティ竹芝オフィスタワー） ＴＯＣ（東京都品川区西五反田７－22－17）
名古屋市	プライムセントラルタワー名古屋駅前店（名古屋市西区名駅２－27－８　名古屋プライムセントラルタワー13階）
大阪市	大阪アカデミア（大阪市住之江区南港北１－３－５）
広島市	広島コンベンションホール（広島市東区二葉の里３－５－４　広テレビル）
福岡市	南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４－２－10）
那覇市又はその周辺	琉球大学（沖縄県中頭郡西原町字千原１番地）

令和７年司法試験予備試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和７年司法試験予備試験の試験場について、次のとおり公告する。

令和７年５月１日

司法試験委員会委員長　神作　裕之

１　短答式試験（令和７年７月20日（日））

⑴　札幌市又はその周辺

北海道大学札幌キャンパス（札幌市北区北10条西７丁目）

⑵　仙台市又はその周辺

仙台卸商センター　産業見本市会館　サンフェスタ（仙台市若林区卸町２－15－２）

⑶　東京都又はその周辺

早稲田大学早稲田キャンパス（東京都新宿区西早稲田１－６－１）

拓殖大学文京キャンパス（東京都文京区小日向３－４－14）

日本大学文理学部（東京都世田谷区桜上水３－25－40）

⑷　名古屋市又はその周辺

愛知学院大学名城公園キャンパス（名古屋市北区名城３－１－１）

⑸　大阪府又はその周辺

関西学院大学西宮上ケ原キャンパス（兵庫県西宮市上ケ原一番町１－155）

⑹　広島市又はその周辺

ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ広島駅前（広島市南区大須賀町13－９　１～８階ベルヴュオフィス広島）

⑺　福岡市又はその周辺

福岡工業大学（福岡市東区和白東３－30－１）

２　論文式試験（令和７年９月６日（土）及び７日（日））

⑴　札幌市

ＴＫＰ札幌ホワイトビルカンファレンスセンター（札幌市中央区北４条西７－１－５　札幌ホワイトビル２階・４階・６階）

⑵　東京都又はその周辺

ＴＯＣ（東京都品川区西五反田７－22－17）

ＴＫＰ新橋汐留カンファレンスセンター（東京都港区東新橋１－１－16　汐留ＦＳビル４～８・10・11階）

⑶　大阪市又はその周辺

大和大学（大阪府吹田市片山町２－５－１）

⑷　福岡市

南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４－２－10）

３　口述試験（令和８年１月24日（土）及び25日（日））

法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出２－１－16）

令和７年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、令和７年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

令和７年５月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日

⑴　第１部試験（筆記試験）　令和７年６月16日（月曜日）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　令和７年９月25日（木曜日）

イ　実地試験　令和７年11月５日（水曜日）
令和７年11月６日（木曜日）

２　試験地

⑴　第１部試験　東京都

⑵　第２部試験　東京都

３　試験科目

⑴　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

４　試験の方法

⑴　第１部試験に合格した者でなければ、第２部試験筆記試験を受けることができない。

⑵　第２部試験筆記試験に合格した者でなければ、第２部試験実地試験を受けることができない。

５　受験資格

⑴　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

⑵　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限３年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第１号及び第43条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄（さつ）特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

⑷　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った医師考試の第１部考試に及格した者

⑸　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）　出願前３月以内に発行されたもの。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、460円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、第１部試験は令和７年５月７日（水曜日）から５月21日（水曜日）まで、第２部試験は同年８月４日（月曜日）から８月25日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室（郵便番号100－8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線4143）に提出すること。